

発議第5号

適正な事務遂行の徹底を求める決議

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和4年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 岩 垣 和 彦

賛成者 高山市議会議員 水 門 義 昭
車 戸 明 良
榎 隆 司
石 原 正 裕

適正な事務遂行の徹底を求める決議

今回の和解及び損害賠償の事案において、相手方に長年にわたって精神的苦痛と経済的損害を与えるとともに、市民が多額の賠償金を負担することになったことは看過できない。

今回の事案では相手方との合意には至ったものの、市が売買物件の建築確認などを怠っていたこと、合意までに相当な時間を要したことなど、適切な事務遂行であったとは言い難い。

よって、市長におかれては、今後、こうした事態が生じないよう、市民に誠実に向き合い、適正に事務を遂行することについて徹底を図られるよう求める。

以上、決議する。

令和4年3月24日

高山市議会